

仕 様 書

1 業務名

三重とこわか国体・三重とこわか大会識別用服飾品製作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和3年8月31日（火）まで

3 業務の内容

下記のとおり、ビブス、帽子、ベスト、Tシャツを製作する。

(1) ビブス

別紙1 「ビブス特記仕様書」のとおり

(2) 帽子

別紙2 「帽子特記仕様書」のとおり

(3) ベスト

別紙3 「ベスト特記仕様書」のとおり

(4) Tシャツ

別紙4 「Tシャツ特記仕様書」のとおり

4 数量

別紙5 「デザイン画」のとおり

5 納入期限

(1) 令和3年4月30日（金）午後4時まで

- ・ビブス（フリー）283着、（3L）47着
- ・帽子324個

(2) 令和3年7月30日（金）午後4時まで

- ・ビブス（フリー）9,042着、（3L）994着
- ・帽子10,794個
- ・ベスト（M）333着、（L）152着、（LL）41着

(3) 令和3年8月31日（火）午後4時まで

- ・ビブス（フリー）2,291着、（3L）45着
- ・帽子1,891個
- ・Tシャツ（M）101着、（L）101着、（LL）51着

6 納入場所

A 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局の指定する場所
（三重県内2箇所）

B 県内6市町（朝日町、明和町、鳥羽市、尾鷲市、紀北町、熊野市）

※納期別の納入場所は、別紙6「納期別納入場所」のとおり

7 留意事項

- (1) 5 (3) のビブス（フリー）2,291着、（3L）45着、帽子1,891個、Tシャツ（M）101着、（L）101着、（LL）51着は、委託者の指示があつてから製作に取り掛かること。なお、ビブス（フリー、3L）、帽子は令和3年4月下旬、Tシャツは6月中旬に

製作開始の指示をする。

- (2) 落札後、速やかに工程表を提出すること。
- (3) それぞれ試作品を作成し、委託者が承認のうえ、量産を行うこと。
- (4) 納入後に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行い、契約期間終了日までに納入すること。
- (5) マスコット・ロゴデザインのデータは、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局が提供するものを使用すること。提供したデータは、本業務委託以外の用途に使用しないこと。
- (6) 配送にあたっては、別途協議により、受取時間及び受取人の調整を行うこと。

8 協議・打合せ等の実施

本業務委託の実施にあたっては、契約締結時及び成果品納入時に協議・打合せ等を行うほか、デザイン補正等の実作業における協議・打合せ等は随時実施することとする。

9 著作権関係

- (1) 受託者は、委託業務の実施により作成される成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、納品の確認をもって全て委託者に譲渡することとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行及び本業務における成果物に対する著作者人格権の行使をしないものとする。

10 秘密保持

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

- (1) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後もその効力を有する。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

12 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 委託者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停

止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連携をとり、その指示に従うこと。
- (2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託額等の取扱いは、委託者と受託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 両大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務に係る費用を積算したものを、委託者の指定する日時までに提出すること。
- (4) 本業務に関し疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、決定すること。